

再エネ特措法における事前お知らせ

この資料は、「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法」（以下「再エネ特措法」という）第9条に基づき、事業の内容および地域への影響等について、関係地域の皆様へ事前に周知するために作成したものです。

本事業に関し、これまでの事業者が自治体等と締結した協定等を適切に承継し、関係機関と連携を図りながら、地域との信頼関係のもとで事業を円滑かつ確実に継続してまいります。また、協定等に基づく地域との合意事項や環境保全・安全対策等についても、これまでの取り組みを尊重し、継続的に履行してまいります。

発電事業者	エコフィールド株式会社
発電事業者連絡先	〒323-0822 栃木県小山市駅南町4-24-9 電話番号 0285-27-0965
発電事業者（変更前）	細野 祐樹
電源種	太陽光発電（低圧）
設置形態	野立太陽光発電所
出力	49.5kW
事業の実施（設備住所）	〒327-0001 栃木県佐野市小中町1560-1
事業の目的・背景	再生可能エネルギーの導入と環境保護/エネルギー自給率の向上/経済的な利益/地域貢献と雇用創出
災害時の活用可能性	本発電設備では、停電などの災害時にも限定的に電力が利用できるよう、以下の機能を備えています。 パワーコンディショナーの自立運転機能：あり →停電時でも太陽光発電が可能な時間帯であれば、電力供給が継続されます（系統と切り離して運転可能）。 給電用コンセント：あり（1か所） →自立運転モード時に、屋外または屋内に設置されたコンセントから最大1,500W程度の電力が取り出せます。 →携帯の充電、ラジオ、電気ポット、小型冷蔵庫などに使用可能です。 ※天候や日射量により、使用できない時間帯もございます。
再エネ発電事業の実施に必要な認定申請要件許認可	変更申請中
「再生可能エネルギー発電事業に係る関係法令手続状況報告書」に記載の法令に基づく許認可・届出等 P14～P15②、④	提出済み
自然環境・景観の保護等を目的とした、当該許認可・届出等	所有者変更のため該当なし
再エネ発電設備場所の設置場所に係る所有権その他の使用の権限の取得有無	取得済み
再エネ発電事業の設置工事概要	所有者変更のため該当なし
保守点検責任者	エコフィールド株式会社
着工予定の時期・運転開始予定の時期	中古案件のため、すでに稼働している。

①安全面の影響及び予防措置について

斜面への設置	所有者変更のため該当なし
盛土・切土	所有者変更のため該当なし
地盤強度	開発時に開発業者より地盤強度確認済み
排水対策	開発時に開発業者より対策実施済み
法面保護・斜面崩落防止策	開発時に開発業者より対策実施済み
防災施設の先行設置	開発時に開発業者より対策実施済み
設備設計	所有者変更のため該当なし
施工後の管理の継続性	太陽光発電所運営中は下記の内容を遵守する <ul style="list-style-type: none"> ・年2回の除草作業 ・年2回の設備点検 ・有事の際には72時間以内に駆けつけての対応を実施する
事業終了後の措置	経産省が告示する廃棄等費用積立ガイドラインに即し、固定価格買取期間開始から11年目以降は廃棄等費用の積立を実施する。 発電所の運営が終了した際には、上記積立金を利用し、土地の原状回復を徹底する。

②景観面の影響及び予防措置について

景観面への影響	所有者変更のため該当なし
適切な予防措置	所有者変更のため該当なし

③自然環境・生活環境面の影響及び予防措置について

(i)騒音・振動	所有者変更による申請であるため、開発・増設に伴う工事の予定はない。 経産省に認定された定格出力を遵守する規模であるため、騒音や振動による周辺住民への影響がこれまでより大きくなることは考えづらい。
水野汚れ/濁り	開発・増設工事を行わないため、水質環境への悪影響は発生し得ない。
(iii)反射光	本設備は固定式架台に設置された発電所であるため、現行の反射光範囲から不変である。
(iv)雑草の繁茂・除草剤の使用に関する影響及び予防措置	敷地全面に防草シートを敷設し、防草効果を高めたくうえで、年2回の除草作業（草刈り、除草剤散布）を実施する。
風車の影による日照阻害	太陽光発電設備のための該当なし
温泉への影響	太陽光発電設備のための該当なし
蒸気の噴出	太陽光発電設備のための該当なし
流量等への影響	太陽光発電設備のための該当なし
燃料保管・搬入等に伴う生活環境への影響	太陽光発電設備のための該当なし

④再エネ発電事業に伴い生じ得る廃棄物の撤去等に関する影響及び予防措置についての説明

設備の廃棄に係る廃棄費用の総額	70～100万円程度
廃棄費用の算定方法	経産省告示 廃棄等費用積立ガイドラインに準ずる
廃棄費用の積立開始時期及び終了時期	

廃棄費用の毎月の積立単価	6～8千円程度
(太陽光発電事業の場合) 太陽光パネルのメーカー名	SOLARWORLD AG
(太陽光発電事業の場合) 太陽光パネルの製造期間	2014年07月
(太陽光発電事業の場合) 太陽光パネルの含有情報	鉛(特にはんだ)の含有あり ※カドミウム・ヒ素・セレン、3物質の含有なし
設置及び解体工事に伴って発生する産業廃棄物の種類(汚泥、コンクリートから、その他廃材等)ごとの排出見込量	<ul style="list-style-type: none"> ・汚泥 : 0トン ・コンクリートがら : 0トン ・アスファルトがら : 0トン ・金属くず : 約3～5トン ・ガラスくず : 約4～5トン ・プラスチック : 約0.5～1トン
設置及び解体工事に伴って発生する残土の種類(掘削残土・浚渫残土等)ごとの排出見込量	<ul style="list-style-type: none"> ・掘削残土: 約0.5～1.0トン ・浚渫残土: 0トン
廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)等の関係法令への遵守体制等	<p>保守点検責任者が廃棄物の処理、処理業者の選定、マニフェストの管理等を担当。</p> <p>廃棄物の処理及び清掃に関する法令遵守を確実に実施します。</p>
土地開発に係る許認可等に基づき、発電事業終了後の土地の原状回復義務を負う場合にあっては、その内容	<p>【太陽光パネル】 使用されていたパネル、架台、配電設備などの撤去</p> <p>【基礎部分】 土地に埋め込まれている杭を取り外し、地下構造物の撤去</p> <p>【廃棄物】 撤去した設備や部品(パネル、ケーブル、機器、鉄材等)を適切に処理(リサイクル・廃棄)</p> <p>【土地の整地】 発電所建設時に土壌を掘削した場合、その土地を均し、元の自然環境に近い形で整地</p> <p>【土壌汚染の除去】 土壌に汚染がある場合、その修復措置を講じ、場合によっては土壌洗浄や埋め戻しを行う。</p>
質問募集フォームにおける質問等の提出先	<p>エコフィールド株式会社「質問募集フォーム」 募集期間: 令和8年4月12日～令和8年4月28日 新事業者: エコフィールド株式会社 メールアドレス: info@eco-field.jp</p> <p>ご質問等ありましたら、上記メールアドレスへお問い合わせをお願い致します。</p> <p>再エネ特措法における事前お知らせ資料等は、下記弊社エコフィールド株式会社、ホームページ上でご確認いただけます。</p> <p>エコフィールド株式会社 http://www.eco-field.jp/</p>

記載内容にご質問がある場合は、新事業者様までご連絡ください。
その際は、お名前、ご住所、お電話番号、発電所名をご記載ください。